

【別紙】

千葉市と株式会社千葉銀行との地域経済活性化に関する連携協定

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社千葉銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、千葉市の一層の地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 国際経済交流の推進に関すること。
- (2) 企業立地支援に関すること。
- (3) 創業・新事業創出支援に関すること。
- (4) 中小企業の支援に関すること。
- (5)アントレプレナーシップ教育に関すること。
- (6) 地産地消・農商工連携の推進、市産品オリジナル商品の開発・販売に関すること。
- (7) 観光振興に関すること。
- (8) 人的交流に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙のグループ会社等を実施させることができる。その場合、原則として、当該グループ会社等を当事者に加える契約を別途締結することにより、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は延長され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

平成23年11月30日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
株式会社千葉銀行
取締役頭取 佐久間 英利